

京都芸術大学 学生懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、京都芸術大学学則第54条、京都芸術大学大学院学則第43条、京都芸術大学通信教育部規程第63条、京都芸術大学大学院通信教育規程第55条（以下学則第54条等という）に規定する懲戒について定める。

(対象)

第2条 この規程が対象とする者は、学部生及び大学院生（以下学生という）とする。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒の内容を、次のとおり定める。

- (1) 退学 学生としての身分を剥奪する。退学処分後は再入学を認めない。
- (2) 停学 一定期間教育課程の履修を禁止する。期間は6ヶ月未満の有期または無期とする。
- (3) 訓告 学生の行った行為の責任を確認し、書面をもって戒める。

(厳重注意)

第4条 前条の懲戒に該当しないが、注意が必要な場合は、学部長または研究科長が学生に厳重注意を行うことができる。

2 厳重注意は、学生に行為の問題点を認識させ、反省を促すものとする。

(懲戒の対象行為)

第5条 学則第54条等で規定する者のほか、懲戒の対象行為を、次のとおり定める。

- (1) 犯罪およびそれに類する行為
- (2) 法令に反する行為
- (3) 学生及び教職員へのハラスメント行為
- (4) 学生及び教職員への学習、教育研究活動等を妨害する行為
- (5) 学生及び教職員に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為、暴力行為
- (6) 施設又は設備を損壊する行為
- (7) 学問倫理、情報倫理に反する行為
- (8) 試験等の不正行為
- (9) その他学生としての本分に反する行為

(事実関係の調査)

第6条 学部長または研究科長は、懲戒の対象となる行為またはそれに類する行為が生じた場合には、事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認する。

2 調査にあたり、学部長または研究科長は事前に当該学生に対して要旨を告知し、事実に関する弁明の機会を与えなければならない。ただし、行為が犯罪等の明白と認められる特段の事情がある場合は、この限りではない。

(懲戒の審議)

第7条 学部長または研究科長は、前条の調査結果に基づき、教授会もしくは研究科委員会（以下教授会等という）を開催して事実確認および懲戒の可否等について審議を行う。

2 教授会等は、審議結果を学長へ報告する。

（懲戒の発効）

第8条 懲戒は、教授会等の議を経て学長が決定する。

2 懲戒は、当該内容を学生へ文書にて通知した日から発効する。

3 ただしやむを得ない場合は、遡って懲戒を発行することができる。

（懲戒の通知）

第9条 学長は、学生に対して懲戒の内容を文書にて通知する。

（公示）

第10条 学長は、懲戒を行った場合、遅延なく学内に公示する。

2 公示する事項は次のとおり。

学生の所属、年次、懲戒の種類、懲戒理由

3 公示期間は1ヶ月とする。

4 特段の事情がある場合は、教授会等で審議のうえ当該内容の一部または全部を公示しないことができる。

（無期停学の解除）

第11条 学部長または研究科長は、無期停学の学生について発効日から6か月を経過した後、停学解除の妥当性を教授会等において審議する。

2 無期停学の解除は、教授会等の議を経て学長が決定する。

3 無期停学解除の決定は、学生とその学費支弁者もしくは保証人に対して文書にて通知する。

（再審議）

第12条 懲戒の通知を受けた学生は、懲戒の発効日から2週間以内に根拠となる資料を添えて、学長へ文書にて懲戒に対する再審議を申し入れることができる。

2 学長は、再審議の申し入れを受け、事実関係の調査及び懲戒の審議を行うことができる。

（規程の改廃）

第13条 この規程の改廃は、教授会または研究科委員会の議を経て常任理事会にて行う。

（所轄）

第14条 この規程にかかわる事項は、教学支援一課および通信教育部事務室の所轄とする。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

2020年4月1日改定（懲戒の対象行為の追加）